

5/27(日) 第26回熊本県少年少女練成大会

熊本県少年少女練成大会が山鹿市総合体育館であり、拓魂塾の子どもたちが優秀な成績を収めました。なお、田代麻依選手と出口誠也選手の2人は、8月5日(日)に東京武道館で行われる「第7回全日本少年少女空手道選手権大会」に出場します。

成績は次のとおりです。(敬称略)

小学3年 形の部 敢闘賞 岩永祥吾(菊池北小)

小学4年 形の部 敢闘賞 田中柁至(迫水小)

小学5年 組手の部 3位 益崎 誠(隈府小)

小学5年 女子形の部 3位 田代麻依(七城小)

〃 〃 組手の部 2位 〃

小学6年 組手の部 優勝 出口誠也(迫水小)



優秀な成績を収めた拓魂塾の子どもたち

6/17(日) 第12回ほたるの里・旭志剣道大会

ほたるの里・旭志剣道大会が開催されました。菊池市立旭志体育館で中学校の部が、旭志中学校体育館と旭志中学校武道場で小学校の部がそれぞれ行われました。

県内外より小学校 85 チーム、中学校 92 チームの計 177 チームが参加し、900 人近くの少年少女剣士たちが、優勝を目指して激しい熱戦を繰り広げました。

上位の結果は次のとおりです。(敬称略)

小学校低学年

優 勝 旭志小学校(菊池市)
準優勝 城西小学校(熊本市)
3 位 泗水小学校(菊池市)
3 位 鹿本武道館(山鹿市)

中学校男子

優 勝 西志志南中学校(合志市)
準優勝 菊池南中学校(菊池市)
3 位 九州学院中学校(熊本市)
3 位 西山中学校(熊本市)

小学校高学年

優 勝 順道館(熊本市)
準優勝 城西小学校(熊本市)
3 位 泗水小学校(菊池市)
3 位 両併小学校(南阿蘇村)

中学校女子

優 勝 南阿蘇剣友会(南阿蘇市)
準優勝 大津中学校(大津町)
3 位 菊池南中学校(菊池市)
3 位 泗水中学校(菊池市)



熱戦を繰り広げる選手たち



小学校低学年の部で優勝した旭志小学校

6/19(火) 菊池北中学校生徒が絵手紙でお年寄りたちと交流

菊池北中学校で選択国語・絵手紙コースを受講している3年生 17 人が、菊池市の大琳寺にある介護老人保健施設「きくちの里」を訪問して、お年寄りたちと絵手紙を通して交流しました。

5回目となる取り組みで、同校の授業で絵手紙の暖かさなどを教えている夢美術館絵手紙教室主宰の村川尚子さんなど8人も一緒に手伝いました。

お年寄りたちは、ピーマンやじゃがいもなどの野菜の絵を“割りばしペン”や“水彩絵の具”を使って描き、「いつも笑顔をありがとう」などと言葉を添えたはがきを制作。生徒たちは、家族などを思いながら一生懸命に描くお年寄りたちに、やさしく手を添えながら手伝いをしました。

参加した生徒たちは「みなさんが楽しんで書いてくれたのでよかったです。この授業から絵手紙の暖かさも学びました。家族の記念日には私も描いて送りたいです」と話してくれました。



絵手紙制作の手伝いをする生徒

産業廃棄物の最終処分場の増設・拡張問題が解決しました

本市の長年の課題だった九州産廃(株)(以下「会社」と表記します)の、最終処分場の増設・拡張問題が平成10年に締結した環境保全協定書で定められた操業期間を4年間短縮して、平成26年度で終了することによって解決しました。

◆今までの経緯

産廃問題は、会社が昭和56年に本市柏区で産業廃棄物の埋立処分業を開始して以来、度重なる最終処分場の増設・拡張や更なる管理型最終処分場の増設計画や溶融キルン式焼却施設の問題などで大規模な市民による反対運動が起きていました。

そこで市は、平成10年11月17日に、県を立会人として会社と①環境保全協定書と②環境保全協議会設置要領を締結し、県とは③覚書を締結しました。

①の要点 環境保全協定書第13条では、会社の溶融キルン式焼却施設の使用期間は、協定締結後15年間(平成25年まで)とし、最終処分場の埋立期間は協定締結後20年間(平成30年まで)となつていますが、施設の閉鎖に係る諸事項は環境保

全協議会で別途協議するとなつています。

②の要点 環境保全協議会設置要領第4条では、「施設の移転先について、施設の移転の場合の撤去若しくは移転費用及び補償等について、県と市は、会社の意思を尊重し、誠意をもつて対応するものとする」となつています。

③の要点 覚書第2条で、「県は問題解決のため責任をもつて積極的に関与するものとする」となつていま

しかし、その後も市民による環境保全協定書に対する抗議行動や溶融キルン式焼却施設の操業差止めの裁判が起きており、引き続き紛争状態でした。このような状況の中、会社は管理型最終処分場の容量が残り少ないことから、「既存の管理

型最終処分場を約40万㎡かさ上げする計画」と、「田崎牧場跡地に約80万㎡増設する計画」の合計で約120万㎡の大規模な最終処分場の増設・拡張計画を表明しました。

そこで、市は「会社の最終処分場の規模縮小と操業期間を短縮するならば一部拡張もやむを得ないと考え、会社と問題解決に向けて協議を行いたい」と地元水迫地区や区長会、市議会などで説明してきました。

その結果、平成15年12月の臨時区長会総会や市議会での市の考えに對し同意を得ましたので、平成16年1月から市・県・会社の三者による環境保全協議会や区長会代表者(21人)が参加した四者協議を行い、本年3月28日に、市と会社は県を立会人に④環境保全協定の一部変更協定書を締結し、同時に市と会社で⑤補償契約、市と県で⑥覚書を締結しました。

④の要点 「会社の最終処分場は、平成10年11月17日に締結した環境保全協定書第13条で平成30年までとなつているものを4年間短縮し、菊池市内での埋立は終了する。ただし、平成27年3月31日までは残務整理に必要な期間と定める。また、終了時に容量の残余がある場合は、会社の、中間処理施設で排出される廃棄物や市が特に必要であると認めた一般廃棄物は、協議のうえ埋め立てができるものとする。会社は、安定型最終処分場を増設又は拡張する場合は、今回埋立期間を短縮したことを考慮して環境保全協議会において別途協議する」となつています。

⑤の要点 「短縮期間分の損失補償分と営業廃止補償分の総額約12億円を市が会社を支払う。支払時期は、平成27年度から4年間の分割とする」となつています。

⑥の要点 「市が会社に補償金を支払った額の2分の1を県は市に補助する」となつています。

◆県の財政的支援

1、補助金の交付
覚書により「補償額の2分の1(約6億円)」を県は、市に補助する」となつています。

2、立地交付金の交付
管理型最終処分場を新たに建設する市町村に対して、県から交付金が最高5億円交付される事業があります。

会社の場合、管理型最終処分場の計画容量が約39万㎡あるの、最高額の5億円が市に交付されることとなります。

◆市の財源確保

市は、会社の処理施設に搬入する市外の市町村などから環境保全協力金を徴収しており、環境整備基金条例に基づいて基金に積み立てています。現在の積立金額は約1億3千8百万円あり、今後も引き続き積み立てを行い、市民の皆さんの大切な税金を補償金に充てないよう考えています。

このことについては、本年3月の市議会でも同意を得ており、4月の菊池地区の区長会総会、5月の区長会の全体会議でご説明しています。